

子ども医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	長柄町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第1条	長柄町子ども医療費の助成に関する規則（平成22年長柄町規則第11号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この規則は、（子ども）を養育している保護者に対し、子どもに係る医療費の全部または一部を助成することにより、子どもの（保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資する）ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		長柄町子ども医療費の助成に関する規則（平成22年長柄町規則第11号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	長柄町子ども医療費の助成に関する規則第三条第一号、同条第二号及び第八条第一号、第二号
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	子どもの保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ホ	長柄町子ども医療費の助成に関する規則第二条第一号、同条第二号並びに第三条第一号、同条第二号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	長柄町子ども医療費の助成に関する規則第二条第三号、同条第四号並びに第三条第一号、同条第二号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	長柄町子ども医療費の助成に関する規則第二条第三号、同条第四号並びに第三条第一号、同条第二号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	長柄町子ども医療費の助成に関する規則第二条第三号、同条第四号並びに第三条第一号、同条第二号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	長柄町子ども医療費の助成に関する規則第二条第三号、同条第四号並びに第三条第一号、同条第二号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者を含む。）
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月14日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	